

令和 6 年度

富 里 市 空 家 等 対 策 協 議 会

第 1 回

議 事 録

期 日 令 和 6 年 8 月 7 日 （ 水 ）

場 所 富里市役所本庁舎 3 階第 3 会議室

令和6年度第1回 富里市空家等対策協議会
次 第

日時：令和6年8月7日(水)

場所：富里市役所本庁舎3階第3会議室

1 開 会

2 市長挨拶

3 自己紹介

4 事務局説明

(1) 富里市空家等対策協議会について

5 議 題

(1) 会長の選出について

(2) 富里市空家等対策協議会の会議の公開に関する要綱(案)について

(3) 富里市空家等対策協議会を非公開とする基準(案)について

(4) 富里市空家等対策協議会議事運営規則(案)について

(5) 富里市管理不全空家等及び特定空家等認定基準(案)について

6 報告事項

(1) 今後の空き家対策について

7 その他

8 閉 会

出席委員

(敬称略、順不同)

氏 名	所属・役職・肩書等
五十嵐 博 文 【会 長】	富里市長
沖 田 健 二	地域住民
實 川 浩 章	地域住民
八 城 公 彦	千葉司法書士会
三 浦 和 則	(一社)千葉県宅地建物取引業協会
山 下 勲	(公社)千葉県建築士事務所協会
勝 又 淳	(一社)千葉県建築士会
溜 岳	富里市北部地域包括支援センター
高 松 千 尋	千葉県成田警察署生活安全課長
中 村 健 司 (代理：矢 橋 政 広)	富里市消防長 (代理：富里市消防本部予防課長)
藤 川 敦 史 (代理：野 村 恵 里) 【副会長】	千葉県成田土木事務所建築宅地課長 (代理：千葉県成田土木事務所建築宅地課副主査)

出席職員

所 属	氏 名	摘 要
都市建設部長	曾 根 明 宏	
都市計画課長	小 川 幸 宏	事務局
都市計画課 主査	井 町 誠 一	〃
都市計画課 主査補	細 野 忠 樹	〃
都市計画課 主任主事	大 野 駿	〃

(午後 1 時 3 0 分 開会)

司 会 それでは定刻となりましたので、只今より令和 6 年度第 1 回富里市空家等対策協議会を開会いたします。委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中御出席を頂き、誠にありがとうございます。私は、本日の司会を務めさせていただきます都市計画課宅地建築班の細野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

はじめに、御報告となりますが、本日の会議の内容を記録するため、録音等をさせていただきますのでご了承ください。なお、本日の傍聴希望者はおりません。

それでは、次第に従いまして、進行させていただきます。

次第 2、市長挨拶に移らさせていただきます。それではまず初めに五十嵐市長より御挨拶をいただきます。五十嵐市長、よろしくお願いいたします。

市 長 皆様、こんにちは。富里市長の五十嵐博文でございます。本日は、大変お忙しい中、富里市空家等対策協議会に御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。また、日頃より、皆様には本市の住宅政策等に御理解、御協力をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

さて、近年の空き家状況についてですが、令和 5 年住宅・土地統計調査速報集計によりますと、全国規模で空き家の数は過去最多の数字となっており、本市においても、空き家に対する相談数は年々増加しております。その中には、管理が行き届かない空き家もあり、その対策や今後の空き家を増やさないための施策など、委員の皆様のそれぞれの分野の知見や御意見が必要となっております。本協議会を通じて、委員の皆様のお力添えをいただきながら、本市の空家対策について、総合的に進めて行きたいと考えておりますので、是非お力添えを頂きますことを、心よりお願いを申し上げ、私の挨拶といたします。本日はありがとうございます。

司 会 ありがとうございました。本日の協議会は設置後初となりますことから、委員の方から名簿順に自己紹介をお願いいたします。沖田委員からお願いいたします。

沖田委員 今回、新任で空家対策等協議会の委員になりました沖田です。私は昭和 52 年 9 月に富里村に成田空港が開港するということで、事前にこちらのほうに移ってきて、約 47 年ぐらい新しい団地の中で活動してきました。約 47 年経ちますけど、本

当に空き家となると、人が住まなくなるとどんどん劣化していくんですよ。まあ、そういう関係で空家に対しては日頃より心配していました。2019年に大きな台風が富里に来ました。その以前にベランダが落ちた空家があったんですね。そのベランダの空家に対して、都市計画課からいろいろ注意勧告をしていただきました。台風が来る前に解体工事が進んだのですが、そういう件もあり、この問題に関しては、今現在でも似たようなお家がありますので、一生懸命皆さんと一緒になって、この問題を解決したいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

司 会 続きまして、實川委員お願いいたします。

實川委員 實川です。建築工業組合の組合長であります。色々これからよろしくお願いいたします。

司 会 続きまして、八城委員お願いいたします。

八城委員 こんにちは。司法書士をやらせていただいております八城と申します。職務上は空き家という普段から目にする機会も多くてご協力ができればと考えております。よろしくお願いいたします。

司 会 続きまして、三浦委員お願いいたします。

三浦委員 千葉県宅地建物取引業協会印旛支部で副支部長をやっております三浦と申します。空き家問題に関しましては、いろいろ皆様と意見交換をしながら少しでも改善できればいいなと思っております。一つよろしくお願いいたします。

司 会 続きまして、山下委員お願いいたします。

山下委員 公益社団法人千葉県建築士事務所協会成田支部の幹事をやっています山下と申します。個人的な意見としてはですね、知り合いから「親の相続に値する家をどうしたら良いか」という相談が随分来るんですけども、やはりこれはみんなで知恵を出し合わせながらですね、流通するであったり処分するであったり、ある種の補助金という解体費用で滅失するということもありますので、皆さんでより良い方向を目指して意見を出し合っていきたいと思います。山下です。よろしくお願いいたします。

司 会 続きまして、勝又委員お願いいたします。

勝又委員 みなさんこんにちは。千葉県建築士会から来ました勝又です。空家対策ということで最近特に増えている感じがしますので、私なりにご協力できることがあれば

よろしくお願いいたします。

司 会 続きまして、溜委員お願いいたします。

溜委員 わたくし、富里市の北部地域包括支援センターで社会福祉をしています溜と申します。よろしくお願いいたします。先日もですね、お一人暮らしの方が施設入所をされまして、その所が空家となったりとか、やはり私も仕事柄そういった方に立ち会うことが非常に多くなっております。日吉台地区はですね、結構まだ空き家といっても比較的有効活用できるような家がたくさんありますので、そういったものを一軒一軒動かしながら、いかに有効活用、それから防犯などの犯罪対策もできるかと思いますので、意見交換ができればと思いますので、よろしくお願いいたします。

司 会 続きまして、高松委員お願いいたします。

高松委員 成田警察署の生活安全課長をやっております高松と申します。よろしくお願いいたします。

司 会 続きまして、矢橋様よろしくお願いいたします。

矢橋様 富里市消防本部予防課長の矢橋です。本日は消防長の中村が出席の予定でしたが、所要の関係で代理出席となります。よろしくお願いいたします。

司 会 続きまして、野村様よろしくお願いいたします。

野村様 千葉県成田土木事務所建築宅地課の野村と申します。本日は藤川が諸事情により出席できないことから代理出席となります。よろしくお願いいたします。

司 会 ありがとうございました。次に事務局の自己紹介を行います。曾根建設部長からお願いいたします。

事務局(曾根部長) 本日は御忙しい中ご出席頂きましてありがとうございます。都市建設部長の曾根と申します。よろしくお願いいたします。

事務局(小川課長) 本日はご出席頂きましてありがとうございます。都市計画課長の小川と申します。よろしくお願いいたします。

事務局(井町主査) 本日は出席頂きましてありがとうございます。都市計画課宅地建築班井町と申します。よろしくお願いいたします。

事務局(大野主任主事) 本日は御出席ありがとうございます。都市計画課宅地建築班大野と申します。本日はよろしくお願いいたします。

事務局(細野主査補) 最後に、私、都市計画課宅地建築班細野です。どうぞよろしくお願いいたします。今回、発言を皆様頂く前なんですけれども、目の前にありますマイクのほうですね、銀色のボタンがございますので、発言される場合は押していただき、発言後もう一度押していただきますようお願いいたします。

それでは議題に入る前に、協議会設置後、第1回ということもございますことから、事務局より富里市空家対策協議会について説明させていただきます。なお、御質問等につきましては、全ての説明が終わりましたら一括してお受けいたします。では、よろしくお願いいたします。

事務局 都市計画課の小川でございます。説明はパワーポイントによりスクリーンで説明させていただきます。照明をその関係から消させていただきますので、よろしくお願いいたします。只今準備いたします。

(パワーポイントでの説明)

事務局 富里市空家等対策協議会について御説明いたします。2ページをお願いいたします。本協議会は、空家等対策の推進に関する特別措置法、以下「法」といたします。法の第7条に規定されている協議会でございます。本協議会の位置付けを行うため、「富里市空家等対策協議会設置条例」を令和6年4月1日に施行いたしました。協議会で協議する内容については、(1)が「空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関すること」や(2)と(3)特定空家等や管理不全空家等の判定及び措置の方針に関すること」などでございます。3ページをお願いいたします。協議会の所掌事項について、もう少し具体的に状況や内容を補足いたしますと、(1)の富里市空家等対策計画については、令和5年3月に改訂しており、皆様に配布した資料の中に配布したものがござます。計画期間は、令和5年度から令和13年度まで、対象地区を富里市内全域としています。(2)の特定空家等の関係につきましては、空家等対策計画の中で、「特定空家等の判定には、専門的な知識が必要となることから、法第7条に定める協議会の設置を検討するなど、外部有識者から意見聴取ができる体制の構築を図ります。」としており、本協議会を発足いたしました。(3)については、令和5年12月13日に施行された法改正により位置づけされたもので、放置すれば特定空家等となるものを指定できるもので、土地の住宅特例による固定資産税減免が受けられなくな

るものでございます。（４）につきましては、「空き家対策の総合的な施策などについて」を想定しています。４ページをお願いいたします。参考資料として、空家等対策計画の概要版を添付してございます。説明は、以上です。

司 会 説明が終わりました。ただいま事務局より、説明がありました内容につきまして、委員の皆様から御質問等がありましたら、お願いいたします。御質問等が無いようですので、次に進めさせていただきます。

続きまして、定数の報告をさせていただきます。本日は、過半数以上の委員の出席がございしますので、富里市空家等対策協議会設置条例第６条第２項の規定により、会議は成立しております。また、本協議会は、富里市空家等対策協議会設置条例第６条第１項の規定により、会長が会議の議長を務めることとなっておりますが、本日の協議会は、委員委嘱後、最初の協議会となりますことから、会長が選出されるまでの間、事務局で議事の進行をさせていただきます。それでは、小川都市計画課長よろしくお願ひします。

事務局 それでは、会長が選出されるまで議事の進行を務めさせていただきます。よろしくお願ひいたします。本日の協議会の会議の公開の是非については、「議題２ 富里市空家等対策協議会の会議の公開に関する要綱（案）について」及び「議題３ 富里市空家等対策協議会を非公開とする基準（案）について」の間は、富里市が制定している「審議会等の設置及び運営等に関する指針」で行います。指針では、審議会等の内容が富里市情報公開条例第８条に規定する非開示情報に該当する場合を除き、原則公開するものとし、透明性の向上に努めるものとされていることから、非開示情報に該当するものは無いとして、「議題１ 会長の選出から議題３ 富里市空家等対策協議会を非公開とする基準（案）について」までを非公開案件には該当しないため公開としたいのですが、皆様どうでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

事務局 異議なしの声がございました。非公開案件には該当しないとして、議題１から議題３については、公開といたします。

それでは、これより議題に進みます。皆様のお手元の議題書の中、議題１ 会長の選出についてをお願いいたします。議題１ 会長の選出につきましては、富里市空家等対策協

議会設置条例第5条第1項の規定により、委員の互選によって選出することとなっております。委員の方で、会長へ立候補又は推薦される方がいらっしゃいましたら、挙手をお願いいたします。三浦委員。

三浦委員 会長におきましては、五十嵐市長にぜひお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

事務局 ただいま、五十嵐市長との御意見がございましたが、皆様よろしいでしょうか。
(「異議なし」と呼ぶ者多数)

事務局 異議なしとの御意見がありました。それでは、議題1、会長の選出についてをお諮りします。五十嵐市長を会長に選出することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(五十嵐市長以外の全委員が挙手)

事務局 挙手全員です。よって、議題1、会長の選出につきましては、五十嵐市長に決定いたしました。ここで、仮の議長の役を解かせていただきます。皆様、御協力ありがとうございました。

司 会 それでは、五十嵐会長、会長席へ御移動をお願いいたします。早速ではございますが、五十嵐会長より御挨拶をお願いいたします。

会長(五十嵐市長) 只今、会長に選出いただきました五十嵐でございます。皆様のお力をいただきながら、本協議会の円滑な運営に努めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

司 会 ありがとうございました。なお、五十嵐会長におかれましては、協議会条例第5条第3項の規定により、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けた場合の職務を代理する副会長を指名することとなっております。副会長を御指名いただければと思いますが、いかがでしょうか。

会長(五十嵐市長) それでは代理出席ではありますが、藤川委員にお願いします。

野村様 わかりました。よろしくお願いいたします。

会長(五十嵐市長) それでは藤川委員、よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

それでは、議題2に移らせていただきます。富里市空家等対策協議会の会議の公

開に関する要綱（案）について、事務局から説明願います。

事務局 事務局の井町と申します。よろしくお願いいたします。それでは、皆様議題書の2の付箋が付いているものですね。富里市空家等対策協議会の会議の公開に関する要綱（案）について説明させていただきます。

富里市空家等対策協議会設置条例では、条例第9条にて、この条例に定めるもののほか、必要な事項は会長が協議会に諮って定めることとなっております。富里市空家等対策協議会の会議の公開に関し必要な事項を定めるものでございます。議題（2）の富里市空家等対策協議会の会議の公開に関する要綱（案）をご覧ください。第1条は趣旨となります。第2条は会議の公開原則となります。協議会の会議は原則として公開するものとしております。ただし書きに該当する場合は非公開とすることができるものとしております。第3条は会議を非公開とする決定方法となります。議長は前条ただし書きに該当すると認められるとき、又は委員からその旨の指摘があった場合は会議に諮り、出席した委員の過半数の同意を得て、当該会議の全部、又は一部を非公開とすることができるものとしております。第4条は会議開催の事前公表となります。会議の開催は公開・非公開にかかわらず、開催1週間前までに開催日時、開催場所、議案名、傍聴定員、傍聴人の受付開始時間について公表するものとしております。公表は富里市ホームページ等への掲載としております。第5条は会議の公開の方法等となります。協議会の会議の公開方法は会場に傍聴席を設け、会議の傍聴を希望する者に当該会議の傍聴を認めることにより行うものとしております。傍聴人の定員、定員を超える場合の対応、受付開始時間、受付時間、会場内の秩序維持、非公開となった場合の傍聴人等の退出について定めるものとしております。第6条は傍聴人の制限となります。第7条は傍聴人の遵守事項となります。第8条は秩序の維持となります。第9条は報道関係の取扱いとなります。第10条は会議資料の提供となります。第11条は会議の概要の公表となります。協議会の会議結果は、当該会議終了後、市ホームページに掲載するものとしております。第12条は雑則となります。この要綱に定めがない事項については会長が別に定めるとしてしております。説明は以上となります。

会長(五十嵐市長) 只今、説明が終わりました。議題2について、委員の皆様、御質問等がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。質疑等がないようですので、

ただいまの議案についてお諮りします。議題２「富里市空家等対策協議会の会議の公開に関する要綱（案）について」原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。

（委員挙手全員）

会長（五十嵐市長） ありがとうございます。挙手全員です。よって、議題２「富里市空家等対策協議会の会議の公開に関する要綱（案）について」は原案のとおり可決されました。

続きまして、議題３、富里市空家等対策協議会を非公開とする基準（案）について、事務局から説明願います。

事務局 それでは、富里市空家等対策協議会を非公開とする基準（案）について説明させていただきます。只今、原案のとおり可決いただきました、富里市空家等対策協議会の会議の公開に関する要綱第２条各号について、非公開とする基準を定めるものです。１ 富里市空家等対策協議会の会議の公開に関する要綱第２条第１号「富里市情報公開条例第８条各号に掲げる不開示情報のいずれかに該当するか、又は該当するおそれがある事項について審議を行う場合」についてですが、（１）法令の規定により明らかに公開することができない情報、（２）個人に関する情報で、特定の個人が識別され、または識別され得るもの、（３）法人その他の団体に関する情報等で、公開することにより、競争上の地位、その他正当な利益を害すると認められるもの、（４）人の生命、身体、財産の保護等公共の安全確保のため、公開しないことが必要と認められる情報、（５）市の内部等における審議、調査等に関する情報で、公開することにより当該審議、調査等の公正かつ円滑な実施に著しい支障を生ずるおそれのあるもの、（６）市等の事務の性質上、公開することにより、当該事務事業の公正かつ円滑な実施に著しい支障を生ずるおそれのあるもの、２ 富里市空家等対策協議会の会議の公開に関する要綱第２条第２号「会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議が阻害されるおそれがあると認められるとき」についてですが、（１）会議開催の阻止や審議の介入などの障害が現実のものとして存在するか、そのような危険が予測される場合、（２）審議会等の委員や関係者の生命、身体及び財産に損害が及ぶおそれがある場合、（３）傍聴者からのヤジ等により、審議会等の委員の自由な発言ができないおそれがある場合、

(4) 公開することにより審議する案件の実施の目的を失わせるような場合以上に該当しない場合は、審議会の会議を公開することとしております。説明は以上となります。

会長(五十嵐市長) はい、只今説明のほうが終わりました。議題3について、委員の皆様からの御質問などがありましたらお願いしたいと思います。ご質問等はありませんか。

(「ありません」の声あり)

会長(五十嵐市長) はい、質疑等がないようですので、ただいまの議題3「富里市空家等対策協議会を非公開とする基準(案)について」原案のとおり定めることとしたいと考えますが、皆様よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声多数)

会長(五十嵐市長) ありがとうございます。異議なしとのご意見がいただきました。それでは、議題3「富里市空家等対策協議会を非公開とする基準(案)について」原案のとおり定めることといたします。先程議題2で承認いただいた「富里市空家等対策協議会の会議の公開に関する要綱」及び、只今原案のとおり決めました、「富里市空家等対策協議会を非公開とする基準」により、本日の議題を一括して、非公開案件に該当するかについてお伺いいたします。事務局から、何かございますか。

(事務局挙手)

会長(五十嵐市長) はい、お願いいたします。

事務局 本日の5議案につきましては、「富里市空家等対策協議会の会議の公開に関する要綱」第2条のただし書きにあります非公開の案件には該当しないため、「非公開案件ではない」ということで、いかがでしょうか。

会長(五十嵐市長) ただいまの事務局の提案では、「非公開案件ではない」という事ですが、委員の皆様いかがでしょうか。

(「異議なし」の声多数)

会長(五十嵐市長) 異議なしとお声を頂きました。それでは、本日の審議会の5議案については、非公開とする案件ではないということで進めさせていただきます。

続きまして、議題4、富里市空家等対策協議会議事運営規則(案)について、事務

局から説明をお願いします。

事務局 それでは、富里市空家等対策協議会議事運営規則（案）について説明させていただきます。富里市空家等対策協議会設置条例では、条例第9条にて、この条例に定めるもののほか、必要な事項は、会長が協議会に諮って定めることとなっております。富里市空家等対策協議会の議事運営に関し必要な事項を定めるものでございます。第1条は総則、第2条は議席、第3条は会議の開閉等、第4条は退席、第5条は議事日程、第6条は発言、第7条は委員以外の出席第9条は議事録となります。第10条は補足といたしまして、この規則に定めるもののほか、協議会の議事運営に必要な事項は、会長が別に定めることができるとしています。説明は以上となります。

会長(五十嵐市長) はい、只今説明のほうが終わりました。議題4について、委員の皆様、御質問などがありましたらお願いをいたします。はい、お願いいたします。

(八城委員挙手)

会長(五十嵐市長) はい、お願いします。

八城委員 不思議なことなのですが、補則が9条ではなく10条となっております。

(事務局挙手)

事務局 はい、申し訳ございません。皆様にお配りしました富里市空家等対策協議会議事運営規則（案）の資料でございますが、第9条までの作りとなっておりますが、お配りしたものにしましては、議事録が第8条、補則が第10条となっております。こちらのほうにつきましては、資料の「10条」の部分を「9条」に訂正いただきますようお願いいたします。

会長(五十嵐市長) 申し訳ありませんが、訂正をお願いいたします。他にございますか。よろしいでしょうか。

質疑等がないようですので、ただいまの議案についてお諮りをいたします。議題4「富里市空家等対策協議会議事運営規則（案）について」原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長(五十嵐市長) 挙手全員です。よって、議題4「富里市空家等対策協議会議事運営規則（案）について」は、原案のとおり可決されました。続きまして、議事の進行に

あたりまして、ただいま議題3で承認いただきました富里市空家等対策協議会議事運営規則第9条第3項の規定により、議事録署名人2名を指名させていただきます。沖田委員、実川委員、よろしくお願いいたします。

続きまして、議題5、富里市管理不全空家等及び特定空家等認定基準（案）について、事務局から説明願います。

事務局 それでは、富里市管理不全空家等及び特定空家等認定基準（案）について説明させていただきます。管理不全空家等及び特定空家等を認定する基準を定めるものがございます。1は趣旨となります。2は基本的な考え方（対応方針）となります。3は特定空家等候補の選定についてとなります。4は認定基準となります。5は認定の流れ及び評価基準となります。（1）保安上危険な空家等ア認定の流れの表にて1～4を含め、説明させていただきます。空家対策の推進に関する特別措置法にて空き家が定義されており、その空き家のうち、特定空家等、管理不全空家等になり得るものがございます。2基本的考えにて空き家を管理するのは所有者に責務があり、適切に管理されていない場合は、市が所有者へ空家法第12条で情報提供や助言を行うこととしています。この情報提供等にて、改善していただければ良いのですが、改善が見られない場合、特定空家等の選定を行い、認定へ進むこととなります。認定は、保安上危険な空家の場合、評価1空家の状況及び評価2周辺への影響、危険性を調査し、評価1又は評価2のいずれかに該当する場合は、管理不全空家等に認定、評価1及び評価2の両方に該当する場合は特定空家等に認定するとしています。評価基準につきましては、「管理不全空家等及び特定空家等に関する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン）こちら出典が国土交通省となります。及び「外観目視による住宅の不良度判定の手引き（案）こちらも出典が国土交通省となります。これらを参考にしております。6ページをお願いします。（2）衛生・生活環境上不適切な空家等についてでございます。認定の流れ等については、（1）で説明したもの」と同様でございます。6は特定空家等調査票となります。調査票様式は、9ページ以降でございます。説明は以上となります。

会長(五十嵐市長) はい、只今説明のほうが終わりました。議題5について、委員の皆様、御質問などがありましたらお願いします。ご質問等はありませんか。よろしいで

すか。

質疑等がないようですので、只今の議案についてお諮りします。議題5「富里市管理不全空家等及び特定空家等認定基準（案）について」原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

会長（五十嵐市長） 挙手全員です。よって、議題5「富里市管理不全空家等及び特定空家等認定基準（案）について」は原案のとおり可決されました。

次に、次第6の報告事項ですが、その前に「富里市空家等対策協議会の会議の公開に関する要綱」により、次第6報告事項についてを、非公開案件に該当するかについて、議題といたします。事務局から何かございますか。

事務局 報告事項「今後の空き家対策について」は、「富里市空家等対策協議会の会議の公開に関する要綱」第2条ただし書きにあります、富里市情報公開条例第8条に掲げる不開示情報に該当するものがございます。「富里市空家等対策協議会を非公開とする基準」1の（2）「個人に関する情報で、特定の個人が識別され、または識別され得るもの」に該当する情報に当たる「特定空家等または管理不全空家等の検討が必要となってくる事例」の御説明がございます。報告事項につきましては、要綱第2条第1号に該当するとして「非公開案件」ということで、いかがでしょうか。

会長（五十嵐市長） はい、ただいまの事務局の提案では「非公開案件」という事ですが、委員の皆様いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

会長（五十嵐市長） それでは、本日の審議会の報告事項については、「非公開案件」ということで進めさせていただきます。

以上をもちまして、本日の議案の審議は全て終了いたしました。皆様、御協力ありがとうございました。それでは進行を事務局にお返しをいたします。

～非公開～

司 会 それでは、これより次第7「その他」に進みます。事務局からは、一点、次回の協議会の予定ですが、本年度はあと一回の開催を予定しております。時期につきまして、決まり次第、日程調整のご連絡をさせていただきます。その他は特にござい

せん。委員の皆様から何かございますか。はい、野村様。

野村様 議題４なんですけれども、協議会議事運営規則の第１号２行目の「協議会条例」とあるのですが、「協議会設置条例」でないでしょうか。

事務局 大変申し訳ございません。こちら「協議会設置条例」でございますので、訂正をお願いいたします。

司 会 その他何かございますでしょうか。特にないようでしたら、以上をもちまして、令和６年度第１回富里市空家等対策協議会を閉会いたします。本日は、お忙しいところ、ありがとうございました。

(午後 ２時２０分 閉会)